

# 申告はお早めに

税務課 72-6932

## 確定申告日程

平成22年分の所得税・住民税・消費税の申告相談を次ページのとおりに実施します。

対象地区の日程に合わせて、お出掛けくださいますようお願いいたします。

平日の申告相談に来られない方のため、2月20日(日)と3月5日(土)に休日申告相談を行います。

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- 会計帳簿・領収書および支払証明書、控除証明書(国民年金、農業者年金、生命保険、長期損害保険、地震保険、医

## - お願い -

- 毎年、領収書・証明書・伝票・小額の源泉徴収票(役場からの組長手当分など)を持って来ないため、お戻りいただく場合があります。お受け取りになった源泉徴収票は、すべてお持ちください。
- 申告には、家庭の生計内容などが分かる方がお越しくください。
- 相談期間の終盤になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。対象地区の日、または期間の前半にお越しください。なお、午前中の方が混み合う傾向にありますので、余裕を持ってお越しください。
- あらかじめ収支計算を行っていただきますと、スムーズに申告相談ができます。後に待っている方のためにも、収支計算や領収書の整理は行っからお越しください。

- 療費、農業資材など)
- 源泉徴収票
- 心身の障がいがかかるもの(身体障害者手帳など)
- 肉用牛売却による免税証明書

申告の内容によって所得税がかかる場合や還付になる場合がありますので、申告者全員の口座番号を控え、銀行印をお持ちください。

## 申告しなければならぬ方

- ① 平成23年1月1日現在、小野町に住んでいる方で、平成22年中に、給与所得以外の所得(農業、営業、不動産譲渡、年金など)がある方
- ② 給与所得者で、年末調整が済

んでいない方

- ③ 医療費控除や社会保険料控除(国民健康保険や国民年金など)をする方
- ④ 初めて住宅借入金等控除を受ける方、もしくは年末調整で住宅借入金等控除を受けなかった方

## 申告しなくてもよい方

- ① 平成22年中の所得が給与だけで、年末調整が済んでいる方(勤務先から町に給与支払報告書の提出がない方は申告が必要です)
- ② 税務署において確定申告を済ませた方

## 消費税の申告について

税務署に「簡易課税選択届出」をした方の消費税申告を受け付けます。一般課税の方は、税務署で申告をお願いします。

## 農家の皆さんへ

※青色申告以外の方へ

申告には、平成22年分農業経営状況調査票(集落農政推進協議会長から配布されたもの)に必要事項をご記入の上、お持ちいただく、申告相談にかかる時間が短縮できます。

## 確定申告はe-Taxで！

● e-Tax ってなに？  
e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出などができる便利なシステムです。

## ● e-Taxのメリット

- ① 最高5,000円の税額控除  
平成22年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

※平成19、20、21年分どちらかの確定申告で控除を受けた方は受けられません。

## ② 添付書類を提出省略

e-Taxで確定申告を行った場合、医療費の領収書や源泉徴収票などの提出や提示を省略することができます。

## ③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理されます。

## ④ 24時間受付

1月17日(月)から3月15日(火)までの間、24時間受け付けています。

e-Taxについては、国税庁ホームページ[http://www.e-tax.nta.go.jp]または、税務課にパンフレットがありますので、ご利用ください。

## 郡山税務署からのお知らせ

郡山税務署の確定申告会場は、安積町「ビッグパレットふくしま」です。還付申告のみの方は、こちらで申告を行うことで、迅速に還付を受け取ることができます。

## ● 期間

2月1日(火)から3月15日(火)まで  
(土・日・祝祭日を除く)

## ● 受付時間

午前9時から午後4時まで

## ☎ 郡山税務署

024-932-2041